

## 正 誤

埼玉県条例第二十八号（平成二十九年十月十七日第二千九百四十四号）中訂正

ページ 行

一 前から七

誤

埼玉県自転車及安全利用の促進に関する条例の一部を改正する条例

正

埼玉県自転車及安全利用の促進に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県自転車の安全な利用の促進に関する条例（平成二十三年埼玉県条例第六十号）の一部を次のように改正する。